



福岡医発第66号(地)

平成19年4月13日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義 武
(公印省略)

独立行政法人福祉医療機構が行う「開業医承継支援事業の廃止」について

独立行政法人福祉医療機構より「開業医承継支援事業」につきまして、「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえ見直しを行い、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)」に基づき、平成20年3月をもって廃止する旨の通知が別紙のとおり日本医師会を通じてありました。

本件は、平成元年より都市部を中心に実施し、平成11年4月には対象地域を全国に拡大し現在に至っているところではありますが、開業医を取り巻く環境の変化等を踏まえ「承継支援事業」を廃止し、今後は、福祉及び医療の制度改革等により経営環境が厳しさを増すなかで、医療施設等が地域において必要な福祉医療サービスを安定的に提供できるよう経営の健全化への取組を支援するため、経営の悪化した施設に対する経営改善支援事業を重点的に行うこととしております。(別添1、31頁参照)

つきましては、本件について貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



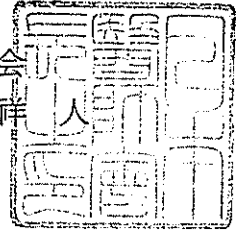


日医発第 1249 号(年税 52)

平成19年 3月 28日

都道府県医師会会長 殿

日 本 医 師 会
会 長 唐 澤 祥



独立行政法人福祉医療機構が行う「開業医承継支援事業の廃止」について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、独立行政法人福祉医療機構より「開業医承継支援事業」につきまして、「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえ見直しを行い、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)」に基づき、平成20年3月末をもって廃止する旨の案内が参りました。

本件は、平成元年より都市部を中心に実施し、平成11年4月には対象地域を全国に拡大し現在に至っているところではありますが、開業医を取り巻く環境の変化等を踏まえ「承継支援事業」を廃止し、今後は、福祉及び医療の制度改革等により経営環境が厳しさを増すなかで、医療施設等が地域において必要な福祉医療サービスを安定的に提供できるよう経営の健全化への取組を支援するため、経営の悪化した施設に対する経営改善支援事業を重点的に行うこととしております(別添1、31頁参照)。

つきましては、貴会会員へのご案内方ご高配を賜りたく宜しく願い申し上げます。

敬具



企経第 0320001 号

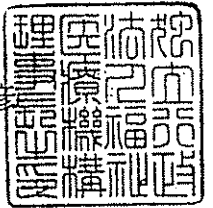
平成 19 年 3 月 20 日

社団法人 日本医師会

会 長 唐 澤 祥 人 殿

独立行政法人福祉医療機構

理事長 山 口 剛 彦



開業医承継支援事業の廃止について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、開業医承継支援事業は貴会のご支援のもと、平成元年から都市部を中心に実施し、平成11年4月には対象地域を全国に拡大して、現在に至っているところであります。

本事業の展開には、かねてより貴会をはじめ関係団体各位より多大なご協力をいただいていたまいりましたが、開業医の方々を取り巻く環境も大きく変化したことも踏まえ「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)に基づき、平成20年3月末をもって廃止させていただくこととなりましたのでご案内申し上げます。

永年にわたるご支援、ご協力に対し厚く御礼申し上げますとともに、諸事情をご賢察の上、ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を
平成 18 年中に得る独立行政法人等の見直しについて

平成 18 年 12 月 24 日

行政改革推進本部決定

中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年中に得る 23 の独立行政法人等については、主務大臣から別添 1 の組織・業務全般の見直し案が示されたところである。これらの見直し案については、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から、当本部の求めに応じ別添 2 の意見が提出されている。

当本部は、主務大臣及び当該独立行政法人等が、同委員会の勧告の方向性及び意見の趣旨に沿って見直しの具体化を進めるとともに、新たな中期目標及び中期計画の策定等に当たり、同委員会の意見及び行政減量・効率化有識者会議の指摘を十分踏まえ、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定めたものとするよう積極的に取り組むことを条件として、これらの見直し案を了解する。

当本部は、当該法人の見直しの具体化に当たって、前記の趣旨の徹底が図られるよう、主務大臣、当該独立行政法人等及び同委員会から必要に応じ説明を求め、所要の措置を要請することとする。

(別添 1)

独立行政法人北方領土問題対策協会等 23 の独立行政法人等の
組織・業務全般についての主務大臣の見直し案（抜粋）

(目 次)

内 閣 府	
独立行政法人北方領土問題対策協会	1
外 務 省	
独立行政法人国際協力機構	3
独立行政法人国際交流基金	8
文部科学省	
独立行政法人教員研修センター	12
独立行政法人科学技術振興機構	15
独立行政法人日本学術振興会	19
独立行政法人日本学生支援機構	22
独立行政法人国立大学財務・経営センター	25
日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）	28
厚生労働省	
独立行政法人福祉医療機構	30
独立行政法人労働政策研究・研修機構	35
独立行政法人雇用・能力開発機構	38
農林水産省・財務省	
独立行政法人農林漁業信用基金	45
経済産業省	
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	50
独立行政法人日本貿易振興機構	52
独立行政法人原子力安全基盤機構	61
独立行政法人情報処理推進機構	72
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	80
独立行政法人中小企業基盤整備機構	94
国土交通省	
自動車検査独立行政法人	100
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	103
独立行政法人自動車事故対策機構	105
国土交通省・財務省	
独立行政法人奄美群島振興開発基金	108

「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 18 年 12 月 7 日
厚生労働省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標期間において、以下の事項を中心として、事務及び事業の見直しを図る。なお、この見直し事項については、平成 20 年 3 月までの間に、民業補完の推進、業務運営の効率性、自律性の向上、国の歳出の縮減等の観点から、更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

第 1 融資等業務の見直し

1 福祉医療貸付事業の重点化

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利による融資を行うこと等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の整備に貢献してきた。

次期中期目標期間においては、政策金融改革の趣旨を踏まえ、以下のとおり、融資の重点化を行うこととする。

(1) 融資対象の重点化

① 医療貸付のうち病院に対する融資については、

(ア) 500 床以上の病院については、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、周産期医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備への融資に限定する。なお、当該融資に係る融資率の引下げについては、次期中期目標等において対応することとする。

(イ) 500 床未満の病院への融資については、当該病院の地域における必要性や貢献度を融資に反映させる観点から、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資するものとし、その考え方を具体化したガイドラインについては、次期中期目標等の作成までに策定することとする。

病院の機能や経営状況についての第三者評価結果の融資審査への活用については、次期中期目標等において対応することとする。

② 医療貸付のうち病院の施設整備以外に対する融資については以下のとおりの措置を講じるとともに、融資率の引下げについて次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。

(7) 病院の機械購入資金、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設の整備・運転に係る融資を廃止することとする。

(4) 病院の長期運転資金を、災害復旧、制度改正や金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なものに限定することとする。

③ 福祉貸付については、都道府県の介護保険事業支援計画などにおける政策優先度を踏まえ、融資対象の重点化及び介護関連施設に対する融資率の引下げについて、次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。

また、民間金融機関からの社会福祉施設に対する融資を促進するため、協調融資制度について、現在介護関連施設に限定している対象範囲を福祉貸付全体に拡大することとする。

(2) 新規融資額の縮減等

新規融資額については、融資の重点化を行うことにより縮減を図ることとし、次期中期目標等に削減目標を明記するとともに、融資残高についても縮小していくこととする。

2 年金担保貸付事業等の効率化

年金担保貸付事業については、市場金利の動向を踏まえた貸付と貸付に必要な資金の借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成 20 年度から財政融資資金からの借入を行わないものとし、貸付実態に見合った適切な資金調達を行うこととする。

また、利用者の利便の向上や貸付金利の抑制を図るため、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業の事務の共通化による効率化等により、経費の節減を行うこととする。

第 2 事務及び事業の見直し

1 福祉医療経営指導事業

開業医承継支援事業については、都市部で地価下落が進むなど若手医師の新規開業が容易になってきた現状を踏まえ、平成 20 年 3 月末をもって廃止することとする。

また、福祉及び医療の制度改革等により経営環境が厳しさを増す中で、民間の社会福祉施設及び医療施設が地域において必要な福祉医療サービスを安定的に供給できるように経営の健全化への取組を支援するため、経営が悪化した施設に対する経営改善支援事業に重点化を図ることとする。

さらに、適切な受益者負担の観点から、経営診断件数の増加や料金体系の見直しなどによる自己収入の増加を図ることとする。

2 長寿・子育て・障害者基金事業の成果普及と効率化

長寿・子育て・障害者基金事業については、社会福祉制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民の福祉ニーズに即応した助成を行うことがますます重要になることから、次期中期目標期間においても、毎年度、助成テーマの適切な見直しを行うこととする。

また、募集方法、選定方法及び事後評価手法については、効果的な助成を行えるよう継続的改善を行うとともに、事務処理の効率化の観点からも見直しを行うこととする。なお、助成団体側からの助成に係る各提出書類の電子化については、次期中期目標期間において、費用対効果も十分に勘案して段階的に進めることとする。

優れた助成事業の成果については、機関誌、セミナー等で公表し、十分に周知の上普及を図っているところであるが、次期中期目標期間において、更なる効果的な普及方策を策定することとする。

3 退職手当共済事業の効率化

退職手当共済事業については、事務の合理化・効率化の観点から、共済契約者（社会福祉施設等経営者）が毎年4月に提出する掛金納付対象職員届について電子申請システム化を進めるとともに、平成19年度に策定する業務・システム最適化計画に基づき、事務の合理化及び経費の節減を行うこととする。

4 心身障害者扶養保険事業の見直し

心身障害者扶養保険事業については、現在、厚生労働省内において当事業に係る制度の見直しを行っており、その結果を踏まえ、次期中期目標等において、事務及び事業の見直しに係る具体的措置を定めることとする。

5 福祉保健医療情報サービス事業の効率化

福祉保健医療情報サービス事業については、福祉医療施策の動向、利用者ニーズ及びポータルサイトの拡大が福祉医療情報の価値を高めること等を踏まえ、コンテンツ及び機能の見直しの基本的方向性について検討し、その方向性に従って次期中期目標期間においてシステムの効率化と利用者満足度の向上を図るための継続的な改善を進めることとする。

また、一般サイトについては民間委託、専用サイトについては利用料を徴収するなど、次期中期目標期間内に更なる事務の効率化や自己収入の増加について検討し、結論を得ることとする。

6 メリハリの効いた組織体制と人員配置の整備

組織及び人員配置については、福祉医療貸付の重点化、福祉医療経営指導事業における経営支援事業の強化等の業務の見直しの方向性を踏まえ、各業務の業務量に応じた効率的かつ効果的な業務運営を行うための組織体制及び人員配置や専門性を有効に活用するための業務連携及び人材育成のあり方について結論を得ることとし、次期中期目標期間において整備を図ることとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における福祉医療機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、福祉医療機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。

その際、目標達成の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、福祉医療機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進することとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連

公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

4 法人の資産の有効活用等に係る見直し

福祉医療機構の保有する資産について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、次期中期目標期間中に見直しを行うこととする。



(別添 乙)

政 委 第 29 号

平成 18 年 12 月 19 日

行政改革推進本部長

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹 羽 宇一郎



「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年中に得る独立行政法人等の見直し案に対し意見を求めることについて」に対する意見

平成 18 年 12 月 18 日付け閣行本第 43 号をもって意見を求められた件について、下記のとおり意見を申し述べる。

記

平成 18 年度に見直しの結論を得ることとされた 23 の独立行政法人等について、平成 18 年 12 月 18 日付け閣行本第 43 号により当委員会に示された主務大臣の見直し案については、いずれも「平成 18 年度に見直しの結論を得ることとされた独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 18 年 11 月 27 日付け政委第 23 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）におおむね沿っているものと考える。

今後、見直しの具体化に向け、法制上の措置を講ずる場合や新中期目標及び新中期計画の策定等に当たっても、勧告の方向性の趣旨を最大限いかしていただくとともに、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定めた中期目標及び中期計画としていただくことを要請する。

なお、当委員会としては、各主務大臣、各独立行政法人等及び各府省独立行政法人評価委員会における今後の取組を注視し、必要な場合には、中期目標期間終了時に独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うとともに、行政改革推進本部に報告を行うこととする。



(参 考)

閣 行 本 第 43 号

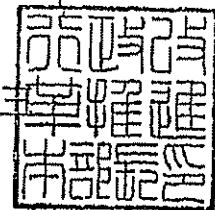
平成18年12月18日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽 宇一郎 殿

行政改革推進本部長

内閣総理大臣 安倍 晋三



中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に
得る独立行政法人等の見直し案に対し意見を求めることについて

中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に
得る23の独立行政法人等に係る各主務大臣の見直し案に対して、「中
期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しに
ついて」(平成15年8月1日閣議決定)等に基づき、意見を求める。

